

平成 26 年 10 月 7 日 (火)
中央教育審議会大学教育部会 関係者ヒアリング配布資料

全国看護高等学校長協会理事長作成
(埼玉県立常盤高等学校長)

高等学校看護専攻科の概況について (埼玉県立常盤高等学校看護専攻科の事例より)

1 看護専攻科カリキュラムについて

(1) 教育課程 (参考資料 1)

○看護専攻科の教育課程は、厚生労働省所管の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」(参考資料 2) に規定された教育内容及び単位数の基準 (67 単位以上) に則り編成している。

○常盤高校看護専攻科の履修単位 : 75 単位

(2) 各科目の授業内容について

○毎年度作成しているシラバス (参考資料 3) において、科目ごとに、「学習の目標」「授業の内容と進め方」「学習の留意点」「評価の方法・観点」「授業計画」を定め、計画的に授業を展開している。

2 看護専攻科の授業者について

(1) 授業者の担当時間と構成

○専攻科 2 年間の履修時数合計 (平成 26 年度) 2250 時間

授業者ごとの内訳 : 専任教員 : 1407 時間 (臨地実習 720 時間、ホーム
ルーム 60 時間含む)

特別非常勤講師 : 783 時間

非常勤講師 : 60 時間

○授業者の構成

・専任教員 17 名

・特別非常勤講師 68 名

(内訳 : 医師 34 看護師 19 薬剤師 3 大学教員 4 その他 8)

・非常勤講師 1 名

3 看護専攻科の教育水準について

○上記 1 (1) (2) に従い、看護専門学校と同等の高い水準の看護教育を組織的かつ系統的に行っている。

○看護師国家試験合格率においても、新卒者について、看護専門学校とほぼ互角の合格率を挙げている。埼玉県立常盤高校では、毎年ほぼ 100% の合格率を達成している (参考資料 4)。

- 5年一貫教育の利点を生かし、個々の生徒を5年間継続的に懇切丁寧に指導することにより、確かな知識・技術の定着が図れるとともに、看護師としてのより強い使命感が醸成され、結果、現場での意欲的な仕事ぶりと離職率の低さにつながり、病院から高い評価を受けている。



シミュレーターを使った採血実習



フィジカルアセスメントモデルを使った呼吸音の聴取

4 教育内容に関する学校評価

(1) 学校自己評価システムの実施（参考資料5）

○学校自己評価システムシートを毎年度当初作成し、目指す学校像、重点目標、評価項目、評価指標等を決定するとともに、外部の学校関係者による学校評価懇話会において外部評価を受ける。同シートは、ホームページ上で公開する。

○また、各学年では、学校自己評価システムシートと連鎖した個別の詳細な目標、評価項目、評価指標等を盛り込んだ学年シートを作成し、学年ごとに年度末評価を行っている。

(2) 県教育委員会による第三者評価の実施

○県教育委員会が設置する外部有識者からなる県立学校評価委員会の毎年の学校訪問により、第三者評価を受ける。

5 高等学校看護専攻科修了生の大学編入のニーズについて

○大学編入を希望する看護高校生は、平成13年調査^{※1}では23%、平成20年調査^{※2}では27.7%おり、近年の一般高校生の大学志向の高まりからすると、この傾向はさらに強まっていると想像できる。

※1 文部科学省教育課程研究指定校 広島県立広島皆実高等学校が実施した「看護専攻科生徒の看護大学等への編入学希望調査」

※2 全国看護高等学校長協会「大学等への編入学希望調査」

○編入学を希望する理由は、高校で学んだ看護の知識・理論をさらに大学で深めたいという純粋な学問への意欲のほか、学位の取得と合わせ、同時に助産師・保健師の資格、あるいは、養護教諭、看護教員といった教員の資格取得も考える生徒

も多い。

6 大学編入のメリット

- 大学でさらに学問を深めることにより、より専門性の高い優れた看護師の輩出につながる。
- 学位の取得が、就職後の昇進や給与面での待遇においてメリットとなる。
- 大卒の看護師の拡充を病院現場でも希望している。
- 看護教員の確保につながる。

(参考資料)

- 1 埼玉県立常盤高等学校看護専攻科教育課程表
- 2 保健師助産師看護師学校養成所指定規則
- 3 平成26年度埼玉県立常盤高等学校看護専攻科シラバス（机上配布）
- 4 埼玉県立常盤高等学校学校案内（机上配布）
- 5 平成25年度埼玉県立常盤高等学校学校自己評価システムシート・学年シート

教育課程表

参考資料1

平成26年度 看護専攻科第1学年 教育課程表

10回生

教育内容		標準 単位	科目	履修 単位	履修 時間	1年 単位 (時間数)	2年 単位 (時間数)
基礎分野	科学的思考の基盤	10	哲学(倫理学)	1	30		1 (30)
			論理学	1	30	1 (30)	
			統計学	1	15	1 (15)	
			看護物理学	1	30	1 (30)	
	人間と生活・社会の理解		心理学	1	30	1 (30)	
			人間関係論	1	30	1 (30)	
			教育学	1	30		1 (30)
			臨床看護英語 I	1	30	1 (30)	
			臨床看護英語 II	1	30		1 (30)
			保健体育	1	30	1 (30)	
小計	10		10	285	7 (195)	3 (90)	
専門基礎分野	人体の構造と機能	8	解剖生理学	2	60	2 (60)	
	疾病の成り立ちと回復の促進		生化学・栄養学	2	30	2 (30)	
			病理学	1	30	1 (30)	
			病態学 I	3	105	3 (105)	
			病態学 II	1	30		1 (30)
			薬理学	1	30	1 (30)	
			微生物学	1	15	1 (15)	
	健康支援と社会保障制度		医療総論	1	15	1 (15)	
			公衆衛生学	1	15		1 (15)
			社会福祉	1	30		1 (30)
ヘルスプロモーション		1	15	1 (15)			
関係法規	2	30		2 (30)			
小計	13		17	405	12 (300)	5 (105)	
分野 I	基礎看護学	3	基礎看護方法 I	1	15	1 (15)	
			基礎看護方法 II	1	30	1 (30)	
	小計	3		2	45	2 (45)	
専門分野 II	成人看護学	29	成人臨床看護 I	1	30	1 (30)	
			成人臨床看護 II	1	45	1 (45)	
			成人臨床看護 III	1	30		1 (30)
			成人臨床看護 IV	1	15		1 (15)
	老年看護学		老年保健	1	15		1 (15)
			老年臨床看護 I	1	30	1 (30)	
			老年臨床看護 II	1	45	1 (45)	
	小児看護学		小児保健	1	15		1 (15)
			小児看護方法	1	15		1 (15)
			小児臨床看護	2	60	2 (60)	
	母性看護学		母性保健	1	30		1 (30)
			母性臨床看護	2	60	2 (60)	
	精神看護学		精神看護概論	1	15	1 (15)	
			精神保健	1	15		1 (15)
精神臨床看護 I		1	15	1 (15)			
精神臨床看護 II		1	45		1 (45)		
臨地実習	成人看護学	4	180	2 (90)	2 (90)		
	老年看護学	2	90	2 (90)			
	小児看護学	2	90		2 (90)		
	母性看護学	2	90		2 (90)		
	精神看護学	2	90		2 (90)		
小計	29		30	1020	14 (480)	16 (540)	
統合分野	在宅看護論	4	在宅看護概論	1	15	1 (15)	
			在宅看護技術	1	45	1 (45)	
			在宅看護方法 I	1	15		1 (15)
			在宅看護方法 II	1	15		1 (15)
	看護の統合と実践		技術の統合 I	1	30	1 (30)	
			医療安全	1	30	1 (30)	
			災害看護と国際協力	1	15		1 (15)
			技術の統合 II (含看護管理)	1	30		1 (30)
			看護研究	1	30		1 (30)
			看護方法	1	30		1 (30)
臨地実習	在宅看護論	2	90		2 (90)		
	看護の統合と実践	2	90		2 (90)		
小計	12		14	435	4 (120)	10 (315)	
合計	67		73	2190	39 (1140)	34 (1050)	
ホームルーム活動	2		2	60	1 (30)	1 (30)	
総合計	69		75	2250	40 (1170)	35 (1080)	

保健師助産師看護師学校養成所指定規則

(参考資料 2)

(昭和二十六年八月十日文部省・厚生省令第一号)

最終改正：平成二五年二月一四日文部科学省・厚生労働省令第一号

保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十四年文部厚生省令第一号)を次のように改正する。

(この省令の趣旨)

- 第一条 保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十九条第一号、法第二十条第一号、法第二十一条第二号 若しくは法第二十二条第一号 の規定に基づき文部科学大臣が指定する学校、法第二十一条第一号 の規定に基づき文部科学大臣が指定する大学又は法第十九条第二号、法第二十条第二号 若しくは法第二十一条第三号 の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保健師養成所、助産師養成所若しくは看護師養成所若しくは法第二十二条第二号 の規定に基づき都道府県知事が指定する准看護師養成所(以下「准看護師養成所」という。)の指定に関しては、保健師助産師看護師法施行令 (昭和二十八年政令第三百八十六号。以下「令」という。)に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。
- 2 前項の学校とは、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校及びこれに付設される同法第二百二十四条 の規定による専修学校又は同法第一百三十四条第一項 の規定による各種学校をいう。

(保健師学校養成所の指定基準)

- 第二条 法第十九条第一号 の学校及び同条第二号 の保健師養成所(以下「保健師学校養成所」という。)に係る令第十一条 の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 法第二十一条 各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、一年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表一に定めるもの以上であること。
 - 四 別表一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は保健師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表一に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。
 - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
 - 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(助産師学校養成所の指定基準)

第三条 法第二十条第一号の学校及び同条第二号の助産師養成所(以下「助産師学校養成所」という。)に係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 法第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、一年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表二に定めるもの以上であること。
- 四 別表二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち三人以上は助産師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(看護師学校養成所の指定基準)

第四条 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校及び同条第三号の看護師養成所(以下「看護師学校養成所」という。)のうち、学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)であることを入学又は入所の資格とするものであること。
- 二 修業年限は、三年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表三に定めるもの以上であること。
- 四 別表三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。

- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- 2 看護師学校養成所のうち、免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。ただし、前項に規定する課程を併せて設けようとするものについては、第十号の規定は適用しない。
- 一 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。ただし、通信制の課程においては、免許を得た後十年以上業務に従事している准看護師であることを入学又は入所の資格とするものであること。
 - 二 修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表三の二に定めるもの以上であること。
 - 四 別表三の二に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち七人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。
 - 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
 - 九 別表三の二に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十 専任の事務職員を有すること。
 - 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
 - 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど学生若しくは生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- 3 看護師学校養成所のうち、高等学校及び当該高等学校の専攻科(以下この項において「専攻科」という。)において看護師を養成する課程を設けようとするものに係る令第十一条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 高等学校及び専攻科が、看護師を養成するために一貫した教育を施すものであること。
 - 二 専攻科の修業年限は、二年以上であること。
 - 三 教育の内容は、別表三の三に定めるもの以上であること。
 - 四 別表三の三に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち八人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
 - 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
 - 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
 - 七 図書室並びに専用の実習室及び在宅看護実習室を有すること。ただし、実習室と在宅看護実習室とは兼用とすることができる。

- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表三の三に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(准看護師学校養成所の指定基準)

第五条 法第二十二條第一号の学校(以下「准看護師学校」という。)に係る令第十一條の主務省令で定める基準及び准看護師養成所に係る令第十八條の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法第五十七條に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。
- 二 修業年限は、二年以上であること。
- 三 教育の内容は、別表四に定めるもの以上であること。
- 四 別表四に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち五人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち一人は教務に関する主任者であること。
- 五 一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、四十人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。
- 六 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。
- 七 図書室及び専用の実習室を有すること。
- 八 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。
- 九 別表四に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- 十 専任の事務職員を有すること。
- 十一 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 十二 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど生徒又はこれになろうとする者が特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(指定基準の特例)

第五条の二 保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校養成所(以下この項において「保健師等学校養成所」という。)であつて、複数の保健師等学校養成所の指定を併せて受けようとするものについては、第二条から前条までの規定にかかわらず、教育上支障がない場合に限り、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号又は第五条第七号の図書室(以下この項において「図書室」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の図書室と、第二条第七号、第三条第七号、第四条第一項第七号、同条第二項第七号、同条第三項第七号若しくは第五条第七号の実習室又は第四条第一項第七号、同条第二項第七号若しくは同条第三項第七号の在宅看護実習室(以下この項において「実習室等」という。)は併せて指定を受けようとする保健師等学校養成所の実習室等と、それぞれ兼用とすることができる。

(指定基準の特例)

第六条 保健師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるもの

と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表一及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第二条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」とする。

- 2 助産師学校養成所であつて、看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程により別表二及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものに対する第三条第一号の規定の適用については、「法第二十一条各号のいずれかに該当する者」とあるのは「学校教育法第九十条第一項に該当する者(同法に基づく大学が同法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)」とする。

(指定の申請書の記載事項等)

第七条 令第十二条の申請書には、次に掲げる事項(地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)の設置する保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所又は准看護師学校若しくは准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。この場合において、保健師学校養成所については、第九号中「診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数」とあるのは、「専任又は兼任別の医師及び保健師の定員」とする。

一 設置者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

五 学則

六 長の氏名

七 教員の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別

八 校舎の各室の用途及び面積

九 実習施設の名称、位置、開設者の氏名(法人にあつては、名称)、診療科名及び患者収容定員並びに最近二年間の年別の入院患者延数、外来患者延数及び分べん取扱数(実習施設が二以上あるときは、施設別に記載するものとする。)

十 収支予算及び向こう二年間の財政計画

- 2 令第二十一条の規定により読み替えて適用する令第十二条の書面には、前項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。

- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 長及び教員の履歴書

二 校舎の配置図及び平面図

三 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書目録

四 実習施設における実習についての当該施設の開設者の承諾書

(変更の承認又は届出を要する事項)

第八条 令第十三条第一項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。)、同項第八号に掲げる事項又は実習施設とする。

- 2 令第十三条第二項(令第二十条において準用する場合及び令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同

項第五号に掲げる事項(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。)とする。

(報告を要する事項)

第九条 令第十四条 (令第二十条 において準用する場合及び令第二十一条 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別の学生又は生徒の数
- 二 前学年度の卒業者数
- 三 前学年度における教育の実施状況の概要

(指定取消しの申請書等の記載事項)

第十条 令第十七条 (令第二十条 において準用する場合を含む。)の申請書又は令第二十一条 の規定により読み替えて適用する令第十七条 (令第二十条 において準用する場合を含む。)の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生又は生徒があるときはその措置

(准看護師養成所の指定の申請書の記載事項等)

第十一条 令第十九条 の申請書には、第七条第一項各号に掲げる事項(公立の准看護師養成所にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

- 2 令第二十一条 の規定により読み替えて適用する令第十九条 の書面には、第七条第一項第二号から第九号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、第七条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十二条 削除

第十三条 削除

第十四条 削除

第十五条 削除

第十六条 削除

附 則 抄

第十七条 この省令は、昭和二十六年九月一日から施行する。

(保健師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十八条 第二条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第三百四十四条第一項の規定による各種学校又は保健師養成所においては、法第五十一条第一項の者若しくは法第五十一条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(助産師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第十九条 第三条第一号の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は助産師養成所においては、法第五十二条第一項の者若しくは法第五十二条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者を入学又は入所させることができる。

(看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十条 第四条第一項又は第三項の規定にかかわらず、指定を受けた学校教育法第二百二十四条の規定による専修学校若しくは同法第百三十四条第一項の規定による各種学校又は看護師養成所(免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業している准看護師を教育する課程を除く。)においては、法第五十三条第一項の者若しくは法第五十三条第三項の規定により厚生労働大臣の免許を受けた者又は従前の規定による中等学校の卒業者若しくは専門学校入学者検定規程により検定に合格した者を入学又は入所させることができる。

(准看護師学校養成所の入学又は入所資格の特例)

第二十一条 第五条第一号の規定にかかわらず、准看護師学校又は准看護師養成所においては、従前の規定による国民学校高等科の卒業者又は中等学校の二年の課程を終った者を入学又は入所させることができる。

(保健師の資格を有する専任教員の特例)

第二十二条 第二条第四号の規定による保健師の資格を有する専任教員については、昭和二十六年九月一日以後も当分の間法第五十一条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

(助産師の資格を有する専任教員の特例)

第二十三条 第三条第四号の規定による助産師の資格を有する専任教員については、昭和二十六年九月一日以後も当分の間法第五十二条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

(看護師の資格を有する専任教員の特例)

第二十四条 第四条第一項第四号若しくは同条第二項第四号又は第五条第四号の規定による看護師の資格を有する専任教員については、当分の間法第五十三条第一項の者をもつてこれに充てることができる。

附 則 (昭和二七年二月一一日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年一〇月六日文部省・厚生省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四二年一一月三〇日文部省・厚生省令第一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年一二月二六日文部省・厚生省令第一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四四年一〇月一五日文部省・厚生省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年二月二五日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けた学校又は養成所において保健婦又は助産婦として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和五十一年一月一〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第五十九号)の施行の日(昭和五十一年一月十一日)から施行する。

附 則（昭和五三年八月一日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年三月二九日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けた学校又は養成所において、保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成六年三月三〇日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年八月二六日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、改正後の別表一から別表三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第一項第四号の規定中「八人」とあるのは、「六人」とする。
- 4 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所における保健師、助産師又は看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第二条第四号、第三条第四号及び第四条第一項第四号の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所(この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行つたものを除く。)における一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数については、改正後の第五条第五号、第六条第五号及び第七条第一項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成九年三月二四日文部省・厚生省令第一号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年七月二三日文部省・厚生省令第一号）

- 1 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている看護師学校養成所(附則第四項及び第五項において「指定学校養成所」という。)において、看護師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、改正後の別表三の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 3 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第二項第四号の規定中「七人」とあるのは「五人」とする。
- 4 指定学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第四条第二項第四号の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 指定学校養成所(この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行ったものを除く。)における一の授業科目について同時に授業を行う学生又は生徒の数については、改正後の第七条第二項第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一一年三月二六日文部省・厚生省令第一号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二七日文部省・厚生省令第五号)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 看護師学校養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、平成二十三年三月三十一日までの間、改正後の第四条第三項第四号の規定中「八人」とあるのは、「六人」とする。
- 3 この省令の施行の際現に指定を受けている准看護師学校又は准看護師養成所(附則第五項及び第六項において「指定学校養成所」という。)において、准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、改正後の別表四の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 4 准看護師学校又は准看護師養成所における看護師の資格を有する専任教員の数については、当分の間、改正後の第五条第四号の規定中「五人」とあるのは、「三人」とする。
- 5 指定学校養成所(看護師の資格を有する専任教員を三人以上有するものを除く。)であって次の各号のいずれかに該当するものにおける看護師の資格を有する専任教員の数については、改正後の第五条第四号の規定にかかわらず、平成十六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
 - 一 入学定員又は入所定員が二十人以下であるもの
 - 二 人口五万人未満の市町村であって次に掲げる地域をその区域内に有する市町村の区域に所在するもの
 - イ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
 - ロ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
 - ハ 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村
 - ニ 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 6 指定学校養成所(この省令の施行後に校舎等の新築、増築又は全面的な改築を行ったものを除く。)における一の授業科目について同時に授業を行う生徒の数については、改正後の第五条第五号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一二年三月二九日文部省・厚生省令第二号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二〇日 文部省・厚生省令第五号)

この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二七日文部科学省令第八〇号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二二日文部科学省・厚生労働省令第一号)

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年三月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日文部科学省・厚生労働省令第一号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第四号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日文部科学省・厚生労働省令第一号)

この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年一月八日文部科学省・厚生労働省令第一号)

- 1 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表三の二の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表三の三までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二二年四月一日 文部科学省・厚生労働省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月六日文部科学省・厚生労働省令第一号)

- 1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師又は助産師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一及び別表二の規

定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二五年二月一四日文科省・厚生労働省令第一号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一六(一四)	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援 公衆衛生看護活動展開論 公衆衛生看護管理論	一四(一二)	健康危機管理を含む。
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	三(二)	
臨地実習	五	
公衆衛生看護学実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習 公衆衛生看護管理論実習	三	
合計	二八(二五)	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六(五)	
助産診断・技術	八	

学		
地域母子保健	一	
助産管理	二	
臨地実習	一一	
助産学実習	一一	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	二八 (二七)	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	一三
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	六
専門分野I	基礎看護学	一〇
	臨地実習	三
	基礎看護学	三
専門分野II	成人看護学	六
	老年看護学	四
	小児看護学	四
	母性看護学	四
	精神看護学	四
	臨地実習	一六
	成人看護学	六

	老年看護学	四
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
統合分野	在宅看護論	四
	看護の統合と実践	四
	臨地実習	四
	在宅看護論	二
	看護の統合と実践	二
合計		九七

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学

ロ 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校(同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法(昭和四十六年法律第六十四号)第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法(昭和六十二年法律第六十一号)第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法(平成三年法律第三十六号)第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上(うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野I、専門分野II及び統合分野を合わせて四十単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の二(第四条関係)

教育内容		単位数
基礎分野	科学的思考の基盤	七
	人間と生活・社会の理解	
専門基礎分野	人体の構造と機能	一〇
	疾病の成り立ちと回復の促進	
	健康支援と社会保障制度	四
専門分野I	基礎看護学	六
	臨地実習	二
	基礎看護学	二
専門分野II	成人看護学	三
	老年看護学	三
	小児看護学	三
	母性看護学	三
	精神看護学	三
	臨地実習	一〇
	成人看護学	二
	老年看護学	二
	小児看護学	二
	母性看護学	二
	精神看護学	二
	統合分野	在宅看護論
看護の統合と実践		四
臨地実習		四
在宅看護論		二
看護の統合と実践		二
合計		六五

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準(昭和五十六年文部省令第三十三号)第五条の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校(同号イに掲げる学

校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。)又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上(うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野I、専門分野II及び統合分野を合わせて二十八単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三 (第四条関係)

教育内容		単位数		
		高等学校	専攻科	合計
基礎分野	科学的思考の基盤	六	一〇	一六
	人間と生活・社会の理解			
専門基礎分野	人体の構造と機能	七	八	一五
	疾病の成り立ちと回復の促進			
	健康支援と社会保障制度	二	五	七
専門分野I	基礎看護学	八	三	一一
	臨地実習	五		五
	基礎看護学	五		五
専門分野II	成人看護学	二	四	六
	老年看護学	一	三	四
	小児看護学	一	三	四
	母性看護学	一	三	四
	精神看護学		四	四

	臨地実習	五	一二	一七
	成人看護学	三	四	七
	老年看護学	二	二	四
	小児看護学		二	二
	母性看護学		二	二
	精神看護学		二	二
統合分野	在宅看護論		四	四
	看護の統合と実践		四	四
	臨地実習		四	四
	在宅看護論		二	二
	看護の統合と実践		二	二
合計		三八	六七	一〇五

備考 一 単位の計算方法は、高等学校にあつては高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)第一章第二款第一項の規定に、専攻科にあつては大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が六十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

別表四 (第五条関係)

科目		時間数		
		講義	実習	計
基礎科目	国語	三五		三五
	外国語	三五		三五
	その他	三五		三五
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	一〇五		一〇五
	食生活と栄養	三五		三五
	薬物と看護	三五		三五
	疾病の成り立ち	七〇		七〇
	感染と予防	三五		三五
	看護と倫理	三五		三五
	患者の心理	三五		三五
	保健医療福祉の仕組み	三五		三五
	看護と法律			
専門科目	基礎看護	三一五		三一五
	看護概論	三五		三五

基礎看護技術	二一〇		二一〇
臨床看護概論	七〇		七〇
成人看護	二一〇		二一〇
老年看護			
母子看護	七〇		七〇
精神看護	七〇		七〇
臨地実習		七三五	七三五
基礎看護		二一〇	二一〇
成人看護		三八五	三八五
老年看護			
母子看護		七〇	七〇
精神看護		七〇	七〇
合計	一、一五五	七三五	一、八九〇

備考 演習及び校内実習は講義に含まれる。

平成 25 年度 学校自己評価システムシート (県立常盤高等学校) s 36

目指す学校像	豊かな人間性、確かな知識・技術を兼ね備えた看護のスペシャリストの養成
--------	------------------------------------

重点目標	1 授業改善を推進するとともに、自ら学ぶ姿勢を身につけさせ、学力の一層の向上を図る。 2 多様なものの考え方や社会の変化に対応できる人間形成を図るため、特別活動や部活動を充実させ、心身ともに健康で心豊かな生徒の育成を図る。 3 生涯にわたる人生設計を念頭に置いた系統的組織的な進路指導を推進する。 4 保護者・地域・関係機関との連携を強化し、開かれた学校づくりの一層の推進を図る。
------	---

達成度	A	ほぼ達成(8割以上)
	B	概ね達成(6割以上)
	C	変化の兆し(4割以上)
	D	不十分(4割未満)

※学校関係者評価実施日とは、最終回の学校評価懇話会を開催し、学校自己評価を踏まえて評価を受けた日とする。

出席者	学校関係者	6名
	生徒	7名
	事務局(教職員)	12名

※ 重点目標は3つ以上の設定も可。重点目標に対応した評価項目(年度達成目標を意味する。)は複数設定可。

※ 番号欄は重点目標の番号と対応させる。評価項目に対応した「具体的方策、方策の評価指標」を設定。

学 校 自 己 評 価							
年 度 目 標				年 度 評 価 (2 月 1 日 現 在)			
番号	現状と課題	評価項目	具体的方策	方策の評価指標	評価項目の達成状況	達成度	次年度への課題と改善策
1	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善については、管理職及び教員相互の授業観察が定着したことにより、教員個々の意識は高まってきているが、組織的な授業改善の取組には至っていない。 大多数の生徒の学習意欲は高く、積極的に授業に取り組んでいるものの、一部の生徒は、家庭学習が不十分であり、授業についていけなくなっているという課題が依然として存在し、あらゆる取組について改めて検証し、より効果的な実施となるよう改善・見直しを行う必要がある。 	組織的な授業改善の実施と学習の確立を図る既存の取組の見直し・改善	①県の事業を活用し、協同学習の研究と実践を全校挙げて組織的に取り組むとともに、研究授業を実施する。 ②目標に準拠した新評価規準の研究を全校的に開始する。 ③生徒による授業評価と教員相互の授業見学を引き続き実施する。特に、見学者は見学後、授業者へコメントを提出することを新たにルール化する。 ④看護科・専攻科ともに、生徒が主体的に行うプロジェクト学習を継続して実施する。 ⑤放課後の技術練習等を継続して行う。 ⑥実力テスト結果を活用した面談等、個別指導を徹底し、基礎学力の定着・向上につなげる。	①協同学習の研究授業を1回以上実施し、教員全員が参加する。 ②評価規準の原案を作成する。 ③授業見学者のコメント提出数1人1枚以上、全体で40枚以上。 ④専攻科修了生の国家試験全員合格。 ⑤看護技術の定着がみられる。 ⑥実力テストにおいて生徒の成績が向上する。	①協同学習への取組は校内に定着し、研究授業による校内教職員研修会を実施したほか、日頃からの実践を県の報告会で研究発表する等の成果をあげた。 ②委員会を中心として、全教科の評価規準への取組を進め、第一段階として、年間学習指導計画における評価基準の設定が完成した。 ③授業見学者のコメント提出は28枚であった。 ④活動が低迷するプロジェクト学習もあったが、教員の指導により回復し、通年実施することができた。国家試験の可否は3月に発表。 ⑤放課後の技術練習を継続して実施したが、その定着には個人差があり、期待されるレベルに到達できない生徒もいた。 ⑥実力テストの結果を利用した指導を実施できたが、学力・成績の向上までには課題が残る。	A	①次年度も、協同学習の研究と実践について、全校で組織的に取組を行う。 ②引き続き評価規準の完成に向けて委員会を中心に取組を継続する。 ③コメント数は、伸びなかったものの、協同学習の研究授業効果もあり、授業見学者数は増加し、今後も相互の授業見学と授業評価の取組を継続する。 ④プロジェクト学習の効果的な展開について研究を進める。 ⑤確かな技術の習得に向けた技術練習への取組を引き続き行う。 ⑥基礎的な学力定着の尺度として、今後も結果の活用について検討を進める必要がある。

学 校 関 係 者 評 価	
実施日	平成26年2月17日
学校関係者からの意見・要望・評価等	
<ul style="list-style-type: none"> 協同学習という方法が、常盤高校で、どのような形になっていくのか楽しみである。 授業改善については、生徒の授業理解度の視点から生徒による授業評価との関連を図ることが大切である。 	

(別紙様式)

<p>2</p>	<p>・定期的な整容指導で校則の違反者数は減少傾向にあり、指導が定着・改善しており、現状に対応した指導の充実を図る必要がある。</p> <p>・部活動加入率の向上と文化祭・体育祭の活性化に向けた取組の充実を引き続き図る必要がある。</p> <p>・「望ましい生活習慣の確立」を目指して保健部を中心に様々な取組を行っており、生徒・保護者の健康への意識は総じて高い。基本的な生活習慣や健康管理に課題のある一部の生徒に対する指導を丁寧継続していく必要がある。</p>	<p>生活指導、部活動指導の充実等、望ましい生活習慣の確立</p>	<p>①生活指導の重点化を図るとともに、風紀委員を活用し、生徒相互による規範意識の向上を図る。</p> <p>②引き続き部活動の加入率の向上、外部指導者の招聘への取組を継続し、部活動の活性化を図るとともに、学校行事の内容を工夫する。</p> <p>③保健部を中心に、「望ましい生活習慣の確立」に向けた適切な指導を行う。また、今年度は「睡眠」に焦点を当て、「保健だより」、「保健室からのメッセージ」、PTA広報紙や全校集会等の講話等を通じて生徒・保護者の健康管理に対する意識を一層高める。</p> <p>④生徒支援委員会を中心に生徒の課題を把握し、校内研修等活用して全職員の共通理解を図り、外部機関との連携も含めた課題解決に取り組む。</p>	<p>①生徒が規則正しい学校生活を送るようになり、服装等の校則の違反者が減少する。</p> <p>②部活動の加入率が向上する。</p> <p>③体調不良者の心身の状態や生活が改善する。</p> <p>④委員会が支援している生徒の健康状態や生活・行動に改善が見られる。</p>	<p>①服装・頭髪指導の指導対象者が減少し、増える傾向も見られない。</p> <p>②仮入部期間の延長などの工夫を行い、看護科1年生の部活動の加入数が昨年度50名→今年度76名と向上した。</p> <p>③保健部の取組は校内に定着し、「元気レンジャー」や、発行物による啓発活動を推進した。</p> <p>④定期的に委員会を設定し、情報共有を行い、さらに個別のカウンセリング等により、当該生徒の生活の安定に改善が見られた。</p>	<p>A</p>	<p>①生活指導の課題として携帯電話規定の順守・情報モラルの定着の指導が残る。</p> <p>②兼部して活動している生徒への体制を整備する必要がある。</p> <p>③継続して生徒の現状把握と分析、さらに情報の共有を進め、望ましい生活習慣の確立に向け指導していく必要がある。</p> <p>④引き続き、問題を抱える生徒への個別指導を行うとともに、今年度実験的に実施した協調学習をベースにした「常盤方式」の教職員研修会のような情報共有を深める試みを進めていく必要がある。</p>	<p>・看護師の生涯スポーツとしての観点からも「スポーツクラブ」のような発想で取り組めるとよいのではないかと。生徒のニーズに合わせて、学業と部活動とが両立できるように進めていくと欲しい。</p>
<p>3</p>	<p>・5年間を通して、一人一人の生徒が将来を見据え、幅広い視野を持って、自己実現に向けて意欲を維持・向上させる取組が必要である。</p> <p>・保護者に対する進路情報の発信が不足している。</p> <p>・修了生の中に就職後の理想と現実に悩み、早期離職する者がいる。</p>	<p>進路希望の実現と看護職への志の維持・早期離職の防止</p>	<p>①「進路の手引き」の活用、5年間を見通した系統的ガイダンスの実施、キャリア教育、生きる力等に関する進路講話、卒業生の体験談講話を計画に実施する。</p> <p>②「進路だより」「クラス通信」「保護者会」等、さまざまな機会を捉えて保護者に向けた進路情報を発信する。</p> <p>③修了生懇談会で新卒1年目の看護師の状況・課題を把握し、個々に応じた適切なアドバイスをを行う。</p>	<p>①第1希望の進路実現率100%。</p> <p>②保護者に向けた進路情報発信回数の増加。</p> <p>③1年目離職率がゼロになる。</p>	<p>①進路ガイダンスを中心に多方面からの進路意識向上のはたらきかけを行った。専攻科修了予定者の進路先決定率は100%だった。(進学者3, 就職69)</p> <p>②後援会と連携した卒業生による進路講演会など進路情報に触れる機会を設けた。(例 専攻科2学年 学年通信6回発行)</p> <p>③7月26日に修了生懇談会を実施したが、離職者はゼロであった。(参加者68人)</p>	<p>A</p>	<p>①進学希望者の支援が受験まで必要であり、対応策を整備する必要がある。</p> <p>②継続して保護者向けの情報を提供できる機会を確保する必要がある。</p> <p>③新卒1年目の状況の情報共有を今後も継続するとともに、進路先と学校との連携を密にする必要がある。</p>	<p>・生徒・保護者アンケートにおいて、指標の設定や、対象・目的を明確にした方がよい。</p> <p>・離職の防止ということに関しては、一生の仕事として看護師を続けていこうという意欲を育てることが必要なのではないかと。</p>
<p>4</p>	<p>・授業公開、PTA文化祭協賛事業、体験入学、学校説明会等を通じて開かれた学校づくりが進んでいるが、5年一貫教育が十分には周知されていない。</p> <p>・地域の自治協力会等との交流をさらに深める。</p> <p>・隣接するさいたま桜高等学園との一層の連携を深める。</p>	<p>保護者・地域・関係機関との連携強化</p>	<p>①HPを活用した行事の案内や入試情報を随時更新、全教員による中学校訪問、学校説明会の実施、進学フェア、塾主催の説明会への参加。</p> <p>②保護者、地域、学校評議員等を対象にした授業公開や、看護科2学年と地元敬老会との交流会の継続実施。</p> <p>③さいたま桜高等学園とのこれまでの取組に加え、合同の避難訓練の継続や文化祭などの機会を通じての生徒相互の交流を行う。</p>	<p>①学校説明会参加者数の増加。</p> <p>②公開授業や地域敬老会との交流会の実施。</p> <p>③さいたま桜高等学園との連携のため、生徒相互の新たな取組を企画し、実施する。</p>	<p>①HP更新の校内研修を実施し、情報発信の頻度を高めた。昨年度と比較して、アクセス数は、51,267件→64,671件へと増加した。全教員による中学校訪問等の取組を予定どおり実施し、学校説明会の参加者数は昨年とほぼ同数を確保した。</p> <p>②看護科2学年による地元敬老会との交流会を行った。(参加者34人)</p> <p>③さいたま桜高等学園と合同避難訓練の実施、文化祭オープニングへの参加、販売実習の受け入れなど連携を進めた。</p>	<p>A</p>	<p>①今後も更新回数を維持しながら、掲載内容をさらに充実させる必要がある。</p> <p>②今後も地域社会との交流の機会を確保し、継続・発展させていく必要がある。</p> <p>③継続して、連携の形について検討を進めていく必要がある。</p>	<p>・地域の人たちも生徒との会話を楽しみにしている。自治会の夏祭などの交流の場に生徒の参加を促すポスターを掲示して欲しい。</p>

平成25年度 分掌・学年システムシート (県立常盤高等学校)

分掌・学年 (専攻科1学年)

目指す学校像	豊かな人間性、確かな知識・技術を兼ね備えた看護のスペシャリストの養成
--------	------------------------------------

重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業改善を推進するとともに、自ら学ぶ姿勢を身につけさせ、学力の一層の向上を図る。 2 多様なものの考え方や社会の変化に対応できる人間形成を図るため、特別活動や部活動を充実させ、心身ともに健康で心豊かな生徒の育成を図る。 3 生涯にわたる人生設計を念頭に置いた系統的組織的な進路指導を推進する。 4 保護者・地域・関係機関との連携を強化し、開かれた学校づくりの一層の推進を図る。
------	---

達成度	A	ほぼ達成 (8割以上)
	B	概ね達成 (6割以上)
	C	変化の兆し (4割以上)
	D	不十分 (4割未満)

※ 重点目標は3つ以上の設定も可。重点目標に対応した評価項目(年度達成目標を意味する。)は複数設定可。

※ 番号欄は重点目標の番号と対応させる。評価項目に対応した「具体的方策、方策の評価指標」を設定。

学 校 自 己 評 価							
年 度 目 標				年 度 評 価 (2月1日 現在)			
番号	現状と課題	評価項目	具体的方策	方策の評価指標	評価項目の達成状況	達成度	次年度への課題と改善策
1	<ul style="list-style-type: none"> 授業には居眠りしないで真剣にとりくんでいる様子がみられる。 外部講師の授業や課題の多さなど、専攻科の生活に慣れていなくてとまどいがみられる。 指示を待つことに慣れていて、自ら学ぶ方法が身につけていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業中の態度 課題の提出状況 終講試験、実力試験の結果 放課後練習の参加状況 実技試験の結果 	<ol style="list-style-type: none"> ①自己学習の習慣をつけるため、定期的にノートを確認する。 ②試験の成績不振者や、課題の提出が滞る者に対して学年で担当を決め、学習の仕方を個別に指導する。 ③プロジェクト学習の活動を活発にできるように支援し、自ら学ぶ習慣を身につけられるようにする。 	<ol style="list-style-type: none"> ①授業に意欲的に参加しノートを作成しているか。 ②終講試験、実力試験の結果は向上しているか。 ③プロジェクト学習や放課後練習に積極的に参加しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> ①授業には意欲的に参加している。 ②再試験対象者は少ないが、再試験不合格者は放課後残して勉強させた。 ③プロジェクト学習は後期になって試験が多くなり活動が少なくなってしまった。放課後練習は真面目に取り組んだが実技試験では半数近くが不合格だった。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①問題のある生徒は面談し、望ましい授業態度について自覚を促す指導を継続する。 ②③プロジェクト学習や放課後練習への取組など主体的に参加する姿勢を育む指導を継続する。
2	<ul style="list-style-type: none"> 時間を守る、人の話を聞くなどの基本的な生活習慣はほぼ身につけている。 身だしなみもほぼ整っているが、一部に変化の見える生徒がいる。 今は欠席・遅刻は少ないが、問題を抱えている生徒がいて、今後体調をくずす可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 朝15分の活用状況 欠席・遅刻の状況 基本的な生活習慣の状況 	<ol style="list-style-type: none"> ①朝15分の活動に参加し、スムーズに授業に入れるようにする。 ②生活習慣、身だしなみに関して、教員が同じ視点でその都度指導する。 ③出欠状況や学習面・精神面で問題が生じた際には早期に保護者と連絡を取り連携を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> ①朝15分の活動に積極的に参加しているか。 ②生活習慣、身だしなみは整っているか。 ③個人面談や保護者面談の様子 	<ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト学習は活動が低迷しているが、朝15分早く登校する習慣はつき、遅刻はほとんどない。 ②身だしなみについては実技試験や実習に向け指導しほぼ整っている。 ③成績不良で面談や保護者連絡した生徒はいるが、欠席はなく精神面では安定している。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①朝15分のプロジェクト学習へ参加する意欲の維持に努める。 ②③基本的な生活習慣や学習成績に関わる細やかな支援体制を継続していく。
3	<ul style="list-style-type: none"> 目標を明確にし、目標実現に向けて主体的に進もうとする姿勢はみられるが、具体的な方策を考え、実行する力が不足している。 目標は明確でも、努力不足により達成できない生徒が出てくる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 行事の参加状況 プロジェクト9の取り組み。 	<ol style="list-style-type: none"> ①「学習」「生活」「実習」にグループ分けし、プロジェクト9と命名し、目標達成に向けて主体的に行動できるように具体的な方策を提案しあい意欲を高める。 ②将来の進路を意識した情報提供をしていく。 	<ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト9の取り組みに、主体的に参加できているか。協力し合っているか。 ②進路ガイダンスの様子 	<ol style="list-style-type: none"> ①10月まではプロジェクト学習の取り組みは主体的に行われていた。11月になり試験が多くなったため自習が多くなった。 ②目標自体は揺らいでいないが努力を要することが予想される生徒もいる。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト9の目標設定、実際の運営、課題の解決等、生徒中心の活動となるよう指導を継続する。 ②特に課題を抱える生徒には個別に指導できる体制を整える。

平成25年度 分掌・学年システムシート (県立常盤高等学校)

分掌・学年 (専攻科2学年)

目指す学校像	豊かな人間性、確かな知識・技術を兼ね備えた看護のスペシャリストの養成
--------	------------------------------------

重点目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 授業改善を推進するとともに、自ら学ぶ姿勢を身につけさせ、学力の一層の向上を図る。 2 多様なものの考え方や社会の変化に対応できる人間形成を図るため、特別活動や部活動を充実させ、心身ともに健康で豊かな生徒の育成を図る。 3 生涯にわたる人生設計を念頭に置いた系統的組織的な進路指導を推進する。 4 保護者・地域・関係機関との連携を強化し、開かれた学校づくりの一層の推進を図る。
------	--

達成度	A	ほぼ達成 (8割以上)
	B	概ね達成 (6割以上)
	C	変化の兆し (4割以上)
	D	不十分 (4割未満)

※ 重点目標は3つ以上の設定も可。重点目標に対応した評価項目(年度達成目標を意味する。)は複数設定可。
 ※ 番号欄は重点目標の番号と対応させる。評価項目に対応した「具体的方策、方策の評価指標」を設定。

学 校 自 己 評 価							
年 度 目 標				年 度 評 価 (2月1日現在)			
番号	現状と課題	評価項目	具体的方策	方策の評価指標	評価項目の達成状況	達成度 次年度への課題と改	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・自分なりの学習方法を身につけ計画的に学習を進めている生徒がいる一方で、学習の時間不足や効果的な学習方法を身につけていない生徒がいる。 ・朝15分と帰りSHRの学習活動は定着し、国家試験全員合格に向けて団結して活動できているが、遅刻のため参加できていない生徒がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護研究、臨地実習、国家試験に向けての学習に意欲的に取り組むことができているか 	<ol style="list-style-type: none"> ①チューター制を活用し、担当教員が学習状況の把握や精神面でのフォローを行う。 ②生徒が主体的に計画を立てプロジェクト活動を行う(国家試験対策、看護研究発表会) ③成績不振者への放課後指導・長期休業中の学習指導 	<ol style="list-style-type: none"> ①プロジェクト活動の参加状況、国家試験対策活動への取り組み状況、積極性、参加率 ②模擬試験における偏差値、合格基準への到達度 ③看護研究・臨地実習への取り組み状況 	<ol style="list-style-type: none"> ①朝15分の学習活動は継続毎日実施しているが、参加は約8割である。遅刻する生徒は固定化しており、主体的に学習できていない。 ②模擬試験の個人の成績不良者は全国的にも下位1割内に位置し、合格基準に達していない。模擬試験の結果で下位6名を放課後学習、夏季休業学習を実施しているが、一部生徒は固定化しており、成績が伸び悩んでいる。 ③臨地実習は知識や技術不足から補習実習者が数名だったが、概ね良好に取り組めた。看護研究発表会は、生徒たちが主体的に取り組む、円滑に行えた。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①②個々の生徒に合わせた、きめ細やかな指導を継続していく必要がある。 ③各種の実習や研究活動に主体的に取り組む姿勢を育てる取組を今後も継続していく。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・最高学年となるが、社会人になるという自覚が十分でない面もあり、自ら考えて主体的に行動できない生徒もいる。また、悩みすぎて心身のバランスを崩す可能性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人への移行期間として、自ら律し、責任ある行動ができているか ・欠席、遅刻の状況 ・基本的生活習慣の定着状況 	<ol style="list-style-type: none"> ①出欠状況や学習面、精神面で問題が生じた際には早期に保護者と連絡をとり連携を図る。 ②生活習慣、身だしなみに関して、教員が同じ視点でその都度指導する。 ③出欠席の確認、保健室利用状況を確認し、養護教諭などと連絡を密にし、情報を共有する。 ④将来看護師になることを念頭において主体的に行動できるように関わる。 ⑤適宜面談を行い、状況の把握に努める 	<ol style="list-style-type: none"> ①自らTPOを考えた行動ができるようになる ②出席状況、HRでの様子、臨地実習の取組み状況、保健室での様子 	<ol style="list-style-type: none"> ①実習中は身だしなみを整えて生活できていたが、看護研究発表会後、気のゆるみから髪を染める生徒が数名出て、頭髪指導を行った。 ②③④⑤実習中の遅刻者はほとんどなかった。学校では、授業には間に合うが朝のSHRに遅刻する生徒が複数おり、指導を行った。 	C	<ol style="list-style-type: none"> ①②社会人として、自ら律し責任ある行動ができることの意味と必要性を理解させ、日常の学校生活や行事を活用して、基本的生活習慣の定着に向けた指導を継続する必要がある。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先、進路先について具体的に考え始めているが、迷っている生徒がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像の看護師像をイメージできているか ・進路先の決定状況 	<ol style="list-style-type: none"> ①進路ガイダンスを効果的に活用し、自分にあった進路先が決定できるようにする。 	<ol style="list-style-type: none"> ①就職・進学先の決定状況 ②生徒全員が自分の目標とする進路を決定できたか ③就職説明会や進路ガイダンスの活用 	<ol style="list-style-type: none"> ①就職説明会后、インターンシップなど就職活動を積極的に行い、希望病院を決定できていた。 ②③就職希望者はほぼ全員、希望病院に決定した。進学希望者は受験に向けて準備中である。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①修了生の就職率100%を実現するために、個々の生徒に合わせた進路先選定と決定に向けた指導体制を引き続き維持する。 ②進学希望者の受験支援体制の整備をさらに進める。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の迷っている姿をみて不安をもつ保護者がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談 ・学年便り ・学年懇談会 	<ol style="list-style-type: none"> ①担任が保護者と個別に面談し、生徒に関する情報共有を積極的に行う。 ②学年便りや学年懇談会により、学校生活の様子を知らせて連携を図る 	<ol style="list-style-type: none"> ①保護者面談の様子 ②学年懇談会の様子 	<ol style="list-style-type: none"> ①学年懇談会后、23名の保護者と面談し、進路に対する不安や国家試験対策など個別に情報共有できた。 ②学年懇談会は約30名が出席し、就職活動、看護研究、国家試験について情報提供できた。学年便りを4回発行し、学校生活の様子を知らせた。 	B	<ol style="list-style-type: none"> ①保護者との連携を進める取組を継続的に行う必要がある。